

上越市地域クラブ認定制度

I 上越市地域クラブ認定制度

「上越市地域クラブ活動整備方針」で示した上越市地域クラブ活動の目的、理念等に沿う活動を行うスポーツ・文化芸術団体を公募し、認定要件を満たした地域クラブを市教委が「上越市地域クラブ」として認定することにより、地域クラブ活動に参加する中学生の安全安心な環境づくりや保護者の安心感の担保を図るとともに、認定団体を市公式 Web サイトや広報上越等で紹介・案内していくことにより、子どもたちとのマッチングを図り、多様なスポーツ・文化芸術活動の振興につなげる。

2 上越市地域クラブ認定の要件

- (1) 上越市地域クラブ活動ガイドラインを遵守した活動であること。
- (2) 上越市内の中学生を対象とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること。(中学生のみを対象とする活動に限らず、中学生以外の世代と一緒にを行う活動も認める。)
- (3) 上越市内に活動拠点を置く活動であること。
- (4) 地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等を設定し、年間収支予算を編成していること。
- (5) 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。
- (6) いずれかの運営団体(上越市スポーツ協会、上越 SC ネット及び(仮称)文化芸術系統括団体)に加盟し、運営団体と協力して適正なガバナンスを確保すること。(加盟できる運営団体がない場合は市教委と協議する。)
- (7) 持続可能な地域クラブ活動の運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (8) 以下の要件を満たす規約又は会則等を作成しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
 - (ア) 正副代表 (イ) 指導者 (ウ) 会計 (エ) 監事
 - オ 総会について記載されていること。
- (9) 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (10) 体罰や暴言は、中学生の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、活動する子どもたちの立場に立った、人権を尊重した活動を行うこと。
- (11) 市教委が主催する指導者研修を受講した役員又は指導者が運営に加わること。

3 上越市地域クラブへの支援

市教委は、地域クラブの活動紹介や募集案内等を市公式 Web サイトや広報上越、地域クラブ活動ニュースレター等に掲載し広報活動の支援を行うほか、上越市地域クラブ活動整備方針、上越市地域クラブ活動ガイドラインに基づき、地域クラブ活動の持続可能な運営に資する支援、制度設計・運用等を行う。

4 認定の申請

上越市地域クラブの認定を申請しようとする団体は、「上越市地域クラブ活動認定申請書（様式 1）」に次に掲げる書類を添えて、市教委（地域クラブ活動推進室）に提出する。

- (1) 令和 7 年度クラブ構成員名簿（様式 2）
- (2) 令和 7 年度クラブ参加者名簿（様式 3）（様式に準じたクラブ作成の名簿可）
- (3) 令和 7 年度クラブ活動計画書（様式 4）
- (4) 令和 7 年度クラブ収支予算書（様式 5）
- (5) 上越市地域クラブ認定要件確認書（様式 6）
- (6) 団体の規約または会則等（任意様式）

5 認定の手順

(1) 認定

市教委は、地域クラブ活動推進室を主管として、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課、文化振興課とともに申請書類をもとに認定要件に照らして審査し、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒヤリングを行った上、教育長が認定の可否を決定し、「上越市地域クラブ活動認定通知書（様式 7）」又は「上越市地域クラブ活動不認定通知書（様式 8）」を申請団体に通知する。

(2) 認定期間

申請書を提出した日が、認定を受けようとする年度の前年度の場合は、次年度末まで、又、認定を受けようとする年度の場合は、当該年度末までとする。

（令和 7 年度に認定を受けようとする場合、令和 7 年 2 月に申請書を提出した場合は令和 8 年 3 月 31 日まで、令和 7 年 4 月に申請書を提出した場合も令和 8 年 3 月 31 日までとなる）